

## 【特定一般教育訓練給付金の手続き】

### 1. 受給資格確認（必須）

- ・ジョブ・カードを事前に作成しておく
- ・訓練前キャリアコンサルティングを受ける（受講開始前の1年以内）
- ・ジョブ・カードを、キャリアコンサルタントのチェックを受けて完成させる
- ・受講開始の1か月前までにハローワークで受給資格の確認を受ける

#### 訓練前キャリアコンサルティング

ご本人様の管轄ハローワークで予約ができます。

ハローワークごとに違いますので、必ず確認ください。ジョブカード作成からそのまま訓練の予約へとつながります。

愛知県にお住いのかたはこちら

[ジョブ・カード作成支援サイト \(jobcard-jmam.net\)](http://jobcard-jmam.net)

新潟県にお住いのかたはこちら

[まるごとジョブ・カード \(marugoto-jobcard.com\)](http://marugoto-jobcard.com)

### 2. 特定一般教育訓練の受講と修了

特定一般教育訓練の申込をするときには受講費用を全額支払います。

また、申し込みの際には、教育訓練施設に、「特定一般教育訓練給付金の受給資格がある」ことを必ず伝えてください。

- ・特定一般教育訓練の申込をする（いったん全額支払う）。

※ローンを組むと、修了時に支払い終わっている金額で計算されますのでご注意ください。

- ・特定一般教育訓練の受講
- ・受講修了（修了条件をクリアすること）各学校ごとに異なります。

### 3. 申請手続き

支給申請は特定一般教育訓練を修了した後で、申請する本人が、住所地を管轄するハローワークに行って「教育訓練給付金支給申請書」を提出します。このとき教育訓練施設が発行する「教育訓練修了証明書」を添付します。

- ・講習修了日の翌日から1か月以内に、ハローワークで支給申請を行う。

支給申請の際に提出する書類・添付書類

- ・教育訓練給付金支給申請書（記入して提出）
- ・教育訓練修了証明書（原本）
- ・教育訓練経費に係る領収書（原本）
- ・本人・住居所確認書類
- ・個人番号確認書類（提示のみ）
- ・口座情報を確認できる書類（提示のみ）
- ・支給決定後 7 日以内に口座振り込み（40%給付）

### **クレジットカードでの支払いの場合の注意**

クレジットカードの場合は領収書を発行することができないため、教育訓練施設は領収書の代わりに「クレジットカード証明書」を発行します。一般的にはクレジットカード証明書を発行する義務はありませんが、厚生労働大臣指定の教育訓練給付金対象講座を実施する教育訓練施設は、厚生労働大臣の指定を受ける条件として「クレジットカード証明書」の発行が義務付けられています。

受講者は、領収書の代わりにクレジットカード証明書をハローワークに提出します。なお、クレジットカードの名義人は受講者本人でなければなりません。

**受講申し込みする前に必ず学校に確認してください。**